

8第12号陳情 審査請求事務の長期化及び弁明書未送付に係る進行管理体制の是正を
求める陳情

受 理 年 月 日 令和8年9月10日

陳 情 者

付託する委員会 総務委員会

第1 陳情の趣旨

東大和市における情報公開に係る審査請求について、弁明書の作成及び送付が長期化し、審査会への諮問時期も明確でない状態を是正するため、市議会において審査請求事務の進行管理の実態を確認し、市に対し、案件ごとの進行管理、長期化原因の確認、審査請求人への処理状況の説明及び速やかな審理を確保する事務処理体制の整備を求められたい。

第2 事実

陳情者は、令和8年6月11日、6月15日、6月18日、6月25日、7月17日、7月31日、8月18日及び9月2日付で計8件の審査請求を行っている。先行7件について同年8月24日、弁明書の作成、送付、諮問及び進行管理に関する行政文書を公開請求したが、同年9月7日付大行総収第97号では対象文書を作成していない又は保管していないとされ、公開可能時期も未定とされた。同月8日には、市長に対し、各案件の弁明書送付予定及び審理促進を求める申入書を提出した。

第3 理由

第一 行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用される第28条は審理手続の計画的進行を求め、第29条第2項及び第5項は、審査庁が処分庁等である場合の弁明書の作成及び審査請求人への送付を定める。最古案件は91日を経過してなお、弁明書の送付予定を確認できない。

第二 東大和市情報公開条例第18条の2は、審査庁に審査会への速やかな諮問に努めることを求め、諮問には弁明書の写しを添付することを定める。弁明書作成段階の長期化は、反論書の提出機会、審査会への諮問及び裁決手続全体の進行に直接影響する。

第三 本陳情は個別の審査請求の結論又は裁決内容への介入を求めるものではない。係属案件の内容ではなく、長期化原因、案件別の進行管理及び処理状況の説明という行政事務の運用そのものを検証し、審査請求制度を適正かつ迅速に機能させるため、その体制の是正を求めるものである。

第4 根拠

行政不服審査法第9条第3項並びに同項により読み替えて適用される第28条、第29条第2項及び第5項、東大和市情報公開条例第18条及び第18条の2、地方自治法第109条第2項並びに東大和市議会会議規則第132条第2項、第133条及び第134条による。

第5 陳情事項

一 市議会において、情報公開に係る審査請求の受付から弁明書の作成及び送付、反論書の提出機会、審査会への諮問並びに裁決までの案件別の進行管理、長期化原因及び予定日の管理状況を確認すること。

二 市に対し、案件ごとの処理段階及び予定を継続的に管理し、弁明書その他の審理手続が長期化した場合には、その原因、未了の処理及び今後の予定を確認し、審査請求人に具体的に説明する事務処理体制を整備するよう求めること。

三 本陳情を採択した場合は市長に送付し、審査請求事務の進行管理及び処理体制について講じた措置並びにその処理の経過及び結果を市議会に報告するよう求めること。